





(前頁より)

いが、こうして訴をされると、規  
 制量以下になるよう、なんとか手  
 を打っていただかないと、……  
 と言っし、規制以上の音を出して  
 いる。ところが悪いのですから、  
 “なんとか方法を講じますよ”  
 “という”と、防音壁を作ること  
 にしたのです。

区の方は、そういう資金の面  
 倒はみまます”と言われるので、  
 業者も区から紹介して貰って見積  
 りをとり、区の紹介で保証協会へ  
 行ったのですが、“お宅に対する  
 保証の何口かある中の一つでこ  
 れをやるので、特が一つなくなり  
 ますよ”と言っています。催か八〇  
 万円ぐらいのために、五〇〇万円  
 の特がなくなってしまうのは困  
 るので、“それならいいや”とい  
 うので、(借りたなら現金で支  
 払ったつもりだったのですが、結  
 局手形で支払ったという形です。

それで、これだと思ってい  
 たら、今度は、夏、窓も明けられ  
 ないので、工場にクーラーも入れ  
 なくては行けないし、ダクトもつ  
 けては行けない、ということ  
 で、これが公害対策の対象になる  
 かどうかわからないし、保証協  
 会の前にもあるもので、金のメ  
 ドははつきりつかないまま、なん  
 となく工事をやってしまったので  
 すが、大した金でなくてよかった  
 もの、これが大きな金だったら  
 大変なことになるのではな  
 いかと思います。

E 公害対策委員は、別件で保  
 証してくれを聞いていますので  
 がね。

それから、大田区の公害課あた  
 りが騒音計を持ってきて、どうの  
 こうの言われる前に、われわれ  
 工業者は、手許に騒音計を備えて  
 いて、自分の企業が発する音がど  
 ろ

れくわいかを、それが規制以上か  
 以下かは別として、知っておく必  
 要があるのではないかと。

規制以上ならば、勿論周囲の状  
 況によつて違いますが、その対策  
 を考えなければならぬでしょう  
 し、規制以下ならば、いくら隣近  
 所の人が文句を言ってきたても、騒  
 音計の数値を示し、この数値なら  
 この地域では認められていて、大  
 田区の公害課でも文句は言わな  
 いのだと、はねつけることができ  
 ます。でない、はねつける根拠が  
 ないので、やはり住民パワと言  
 いますか、頭数で押し切られてし  
 まう結果になります。

勿論、われわれは、地域社会の  
 人々と協力して進まなければなら  
 ないのですが、だからと言って  
 なんでもかんでも頭を下げていな  
 ければならないということではな  
 い

司会者 Fさんのところは、ト  
 ラブルは起きていませんか。  
 F 私のところは音は大きくて  
 も車発音です、まだどこから  
 も苦情はきていません。

それに、隣に学校ができたので  
 すが、はじめの約束で、“公書”  
 んぬんは言わない。もし音が大き  
 いようだったら、学校の方で防音  
 設備をするから”ということにな  
 っています。

G 工場跡地にマンション  
 ……

### 周辺に関連産業が なければやっていけない

いと思います。  
 司会者 全くそのとおりで、逆  
 に言え、区の公害課も、われわ  
 れ工業者の指導ばかりではなく、  
 一般住民に対しても、そういうた  
 指導を大にやってもいいという  
 思います。

殊に、京浜工業地帯は、工業が  
 一番はじめにこの地域に入ってきた  
 が、それに伴って工業関連の方々  
 が移り住み、次に、それらの方々  
 を相手の商業が移ってきたとい  
 う土地柄で、工業なんの関係もな  
 い人々が移ってきたのは、最近  
 なんです。しかも、トラブルが起  
 くるのは、その最近に移ってきた  
 人たちの間で起きているのです。し  
 たが、それらの人々に対して、  
 土地柄に対する理解を特に指  
 導してほしいと思います。

が建てば、その住民と隣接の工場  
 との間にあるいろいろなトラブルが起  
 きることが予想され、また、人口  
 分布状態が変わってくるので、今ま  
 で工業地域だったところを工業  
 地域へ、準工業地域が特殊地域へ  
 と、五年目には地域指定の変更を  
 余儀なくされ、それに伴って規制  
 もきびしくなるので、生活を守る  
 対抗措置として、北横谷では工業  
 者が集まって地域ぐるみの運動を  
 展開し、いろいろな経緯があった

司会者 Fさんのように、工場  
 に隣接して住宅や学校を建てる場  
 合は、逆に、住宅や学校の方で対  
 策を講じてもらうというような例  
 を、近頃よく耳にしますが、たし  
 か北横谷でもそういうケースがあ  
 ったように聞いていますが、……

司会者 今までの工業者は  
 一対住民パワート、一人で多数の

人を相手に公害問題を処理してき  
 た傾向が強いのですが、北横谷の  
 例でみられるように、やはりこの  
 際、工業者は地域ぐるみ一丸とな  
 って、われわれの生活を守るため  
 の運動を展開していかねればな  
 らないと思います。

E 大田区の工業振興に対する  
 熱の入れ方が、変わってきていま  
 す。

相当真剣になって考えているよう  
 だが、反面、工業に対しては、と  
 かく住民とトラブルを起し易い企  
 業は出て行ってもいいという  
 傾向が非常に強い。

その施策は、冒頭に司会者が言わ  
 れたように、金融の道をつけてい  
 るだけで、工業再配置促進法がで  
 きたとき以来、一寸も変わってい  
 ない

田区では、工業振興対策五カ年計  
 画、十カ年計画を立案し、工業振  
 興に対する区の方を示された  
 が、それから五年もたないであ  
 り、その対策はマン  
 ション側やれ、それを承認する方  
 が建ててもいい”ということにな  
 ったのです。

司会者 今までの工業者は  
 一対住民パワート、一人で多数の

聞いたところによりますと、区  
 の地価が五〇万円もする大田区  
 では、工業を営んでもあわないの  
 わけで、今までのやり方、区内で  
 ではないか、と言ったとか、……

A とんでもない話ですよ。五  
 〇万円しようが六〇万円しようが  
 中小工業は、関連産業が周辺にな  
 ればやってはいけません。

私どもでは山梨県に土地を持っ  
 ていますが、とてもそんなところ  
 へ引越すわけにはいかなないので  
 す。この京浜工業地帯にあればこ  
 そ、商売が成り立っているのです

その一方では、米が余っている  
 からと言って、転業農家は奨励  
 した方がいい、という考え方が  
 金を出しているんです。

司会者 そのへんの考え方は、  
 アンケート調査結果からも伺える  
 わけで、今までのやり方、区内で  
 から、移転を誘うという方、それ  
 から、移転を誘うという方、それ  
 から、移転を誘うという方、それ

見直す時機にきているのではな  
 いかと思いますが、本年度は約一  
 一〇〇万円の予算を計上して、い  
 るようなスタート作を始めよう  
 としています。

J 全く同感です。  
 大体、日本の政治が余りにも中  
 央集権になり過ぎた結果、“大男  
 をまとめさせていた”と思  
 います。

H 私どもでは、現在地を動く  
 気は毛頭ありません。  
 そして、皆さんにも、動いても  
 らいたくない、出てもらいたくな  
 い、ということですよ。

それから、先程から言われてい  
 る移転促進うんぬんは、所謂、都  
 知事的美濃部ジョンから出てき  
 た構想であつて、大田区の特長性  
 から考えると、とく中区の中小  
 工業を追い出さなくて、できない  
 ことだと思つています。

司会者 そのへんの考え方は、  
 アンケート調査結果からも伺える  
 わけで、今までのやり方、区内で  
 から、移転を誘うという方、それ  
 から、移転を誘うという方、それ  
 から、移転を誘うという方、それ

見直す時機にきているのではな  
 いかと思いますが、本年度は約一  
 一〇〇万円の予算を計上して、い  
 るようなスタート作を始めよう  
 としています。

大体、日本の政治が余りにも中  
 央集権になり過ぎた結果、“大男  
 をまとめさせていた”と思  
 います。

H 私どもでは、現在地を動く  
 気は毛頭ありません。  
 そして、皆さんにも、動いても  
 らいたくない、出てもらいたくな  
 い、ということですよ。

それから、先程から言われてい  
 る移転促進うんぬんは、所謂、都  
 知事的美濃部ジョンから出てき  
 た構想であつて、大田区の特長性  
 から考えると、とく中区の中小  
 工業を追い出さなくて、できない  
 ことだと思つています。

- 出席者 (五十音順)
- 石森 憲成氏
  - 株式会社東電舎
  - 市川 宗敏氏
  - 日本中興鋼株式会社
  - 大谷 文雄氏
  - 株式会社大谷機械
  - K 小林 章彦氏
  - 株式会社日章機械
  - 坂口 靖治氏
  - 株式会社工業株式会社
  - 正田 竜三氏
  - 蒲田工業協同組合
  - 関屋 知康氏
  - 関屋 裕子工業株式会社
  - 戸上 皓司氏
  - 蒲田工業協同組合
  - 島海 保男氏
  - 株式会社島海製作所
  - 長井 俊樹氏
  - 荏原工業株式会社
  - 西野 三郎氏
  - 西野機械工業株式会社
  - 堀井 脩市氏
  - 株式会社東京スチンドル製作所

司会者 Gさん、……  
 G 一土地で、地縁は結ばれ  
 ながら、関連産業の方々とお互に  
 助けたり助けられたりしながら、  
 天職として工業を営んできたもの  
 が、今更この土地を離れると言わ  
 れても、はい、さうですか”と  
 出て行くわけにはいきません。

生活を守るために、個人個人で  
 守らなければグループで、グル  
 プで守らなければ大田区の工業人  
 を結束しても守っていかねけれ  
 ば、……

(次頁へ)







# 「守りから攻め」の経営へ

## 経営者意識調査

オイルショックに続く円高、日本経済は、一部に明るさのみならず、依然きびしい局面に立たされている。

こうした中で、中堅・中小企業の社長は、自ら、経営者としてどう考え、或いは自分の周辺をどう見つめていくのだろうか。

これらについて、このほど、太陽神戸銀行経営相談所では、取引先一〇八二社の社長を対象にアンケート調査を行い、その結果をまとめた。

### 重点課題

今後一年間の重点課題については、きびしい販売競争や新需要開拓の必要性から、「営業力強化」が五四・一％と、最も多く、次に「製商品の開発」が二二・三％となっており、合わせて七五・四％の経営者がマーケティング関連を重視している。

### 経営姿勢

オイルショックから五年たった現在、「リスク回避の守りの経営」%と高く、依然「入」の問題が悩

### 中国製工作機械

#### 常設展示場開幕

同社は、昨年四月、同展覧会の打ち合わせのため北京を訪問し、客死した坂村本重蔵社長（大正工業株式会社社長の遺志を継承して、大田区品川区の有力な方々の協力のもと、常設展示会を実現させたものである。と

中国は温気が少く、大陸性気候のため、鋳物に少く、ヒズミも少なく、永年たつても性能が狂わないためであると説明し

会社に私財を提供するのは容易なことではないが「当然と思う」五〇・六％の場合によってはやむを得ない「三九・八％、計九〇・四％の社長さんが提供するとされている。程度を強くあらわしている。

経営陣の能力発揮 経営陣が力を発揮しているかどうかは、企業にとって、社長にとっても重要なことであるが、「十分力を発揮している」との答えは一九・八％と約二割、そして、過半数の五四・四％は「まずまず」といった見方である。

ストレス ストレス解消法は、「スポーツ」の二八・四％、前々回調査時(四十八年十一月)の二六・一％と比較して、大幅に増えている点が注目に値する。

財形進学融資制度 第八十四回会に提出された「勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案」は、昭和五十三年四月十七日に成立し、同年五月十六日に公布されたが、同法の改正は財形貯蓄の伸びが著しい反面、事業主の援助および財形還元融資制度の普及が伸び悩んでいる現状にかんがみため、

講 習 会 大田区では、工業者の技術と能力の開発向上をはかるため、大田工業連合会を主催で左記により講習会を開くことになった。

よる債務保証とする。 貸付の金額 申込日における財形貯蓄残高の三倍の額以内とする。ただし、限度額三〇〇万円。(平均額一件一〇〇万円)

は僅か三・六％にしか過ぎず、模みの一つになっている。 また、「減量経営」は五・五％と小さな比率になっており、低成長に対する対応策が既に相違みられたことを示している。

このきびしい環境を乗り切る自信については、「自信がある」が五八・二％と多く、さすがトップとしての意気「自信あり」と、たくましくみせている。また、規模別では大きく異なるほど「自信あり」と、約半数を占めている。

以下に、資本金一、〇〇〇万円以下の企業では、「今一段の力を期待する」が三五・六％と目立っている。

「後継者が育つた時」が四六・二％と断然トップで、この後継者待ちの経営者意識は、規模が小さくなるほど強くあらわれ、創業者・親族からの継承者の同族企業において極めて顕著。

次に、「能力の限界」が二〇・五％となっているが、経営環境のつづかしさを反映しているものと言えらる。

さらに、「年齢」が三・三％と低いのが、とりわけ、企業をその要員としている。 この改正法による諸制度のうち「勤労者財産形成教育融資制度(進学融資制度)」について、その概要をお知らせします。

1、利率八・四〇％とする現行金利水準を前提とした場合。 2、償還期間五年以内。 3、償還方法「元利均等毎月償還」又は「元利均等毎月償還」ボーナス払いの併用。 4、債務保証「事業主又は役員に

「入」の問題が悩まなかつても、資本金一、〇〇〇万円以下の企業は、この比率が二〇・七％にとどまっている。

「自信が持てない」は〇・七％にとどまっている。

「ワンマン型」を採る社長の座を譲る時期については「後継者が育つた時」が四六・二％と断然トップで、この後継者待ちの経営者意識は、規模が小さくなるほど強くあらわれ、創業者・親族からの継承者の同族企業において極めて顕著。

次に、「能力の限界」が二〇・五％となっているが、経営環境のつづかしさを反映しているものと言えらる。

さらに、「年齢」が三・三％と低いのが、とりわけ、企業をその要員としている。 この改正法による諸制度のうち「勤労者財産形成教育融資制度(進学融資制度)」について、その概要をお知らせします。

1、利率八・四〇％とする現行金利水準を前提とした場合。 2、償還期間五年以内。 3、償還方法「元利均等毎月償還」又は「元利均等毎月償還」ボーナス払いの併用。 4、債務保証「事業主又は役員に

参加資格 区内中小企業の従業者 課目・日時 「図面の見方」九月七日・八日、十一日・十三日(五日間) 午後六時・九時。 「NC機械加工」九月十二日・十四日・十八日・十九日(五日間) 午後六時・九時。 場所 大田区産業会館 講師 都立羽田工業高校教授大塚正利氏(図面の見方)、同校教諭大元央夫氏(NC機械加工)

「ワンマン型」を採る社長の座を譲る時期については「後継者が育つた時」が四六・二％と断然トップで、この後継者待ちの経営者意識は、規模が小さくなるほど強くあらわれ、創業者・親族からの継承者の同族企業において極めて顕著。

次に、「能力の限界」が二〇・五％となっているが、経営環境のつづかしさを反映しているものと言えらる。

さらに、「年齢」が三・三％と低いのが、とりわけ、企業をその要員としている。 この改正法による諸制度のうち「勤労者財産形成教育融資制度(進学融資制度)」について、その概要をお知らせします。

1、利率八・四〇％とする現行金利水準を前提とした場合。 2、償還期間五年以内。 3、償還方法「元利均等毎月償還」又は「元利均等毎月償還」ボーナス払いの併用。 4、債務保証「事業主又は役員に

参加資格 区内中小企業の従業者 課目・日時 「図面の見方」九月七日・八日、十一日・十三日(五日間) 午後六時・九時。 「NC機械加工」九月十二日・十四日・十八日・十九日(五日間) 午後六時・九時。 場所 大田区産業会館 講師 都立羽田工業高校教授大塚正利氏(図面の見方)、同校教諭大元央夫氏(NC機械加工)

参加資格 区内中小企業の従業者 課目・日時 「図面の見方」九月七日・八日、十一日・十三日(五日間) 午後六時・九時。 「NC機械加工」九月十二日・十四日・十八日・十九日(五日間) 午後六時・九時。 場所 大田区産業会館 講師 都立羽田工業高校教授大塚正利氏(図面の見方)、同校教諭大元央夫氏(NC機械加工)

参加資格 区内中小企業の従業者 課目・日時 「図面の見方」九月七日・八日、十一日・十三日(五日間) 午後六時・九時。 「NC機械加工」九月十二日・十四日・十八日・十九日(五日間) 午後六時・九時。 場所 大田区産業会館 講師 都立羽田工業高校教授大塚正利氏(図面の見方)、同校教諭大元央夫氏(NC機械加工)

### 重点課題

今後一年間の重点課題については、きびしい販売競争や新需要開拓の必要性から、「営業力強化」が五四・一％と、最も多く、次に「製商品の開発」が二二・三％となっており、合わせて七五・四％の経営者がマーケティング関連を重視している。

「ワンマン型」を採る社長の座を譲る時期については「後継者が育つた時」が四六・二％と断然トップで、この後継者待ちの経営者意識は、規模が小さくなるほど強くあらわれ、創業者・親族からの継承者の同族企業において極めて顕著。

次に、「能力の限界」が二〇・五％となっているが、経営環境のつづかしさを反映しているものと言えらる。

さらに、「年齢」が三・三％と低いのが、とりわけ、企業をその要員としている。 この改正法による諸制度のうち「勤労者財産形成教育融資制度(進学融資制度)」について、その概要をお知らせします。

1、利率八・四〇％とする現行金利水準を前提とした場合。 2、償還期間五年以内。 3、償還方法「元利均等毎月償還」又は「元利均等毎月償還」ボーナス払いの併用。 4、債務保証「事業主又は役員に

参加資格 区内中小企業の従業者 課目・日時 「図面の見方」九月七日・八日、十一日・十三日(五日間) 午後六時・九時。 「NC機械加工」九月十二日・十四日・十八日・十九日(五日間) 午後六時・九時。 場所 大田区産業会館 講師 都立羽田工業高校教授大塚正利氏(図面の見方)、同校教諭大元央夫氏(NC機械加工)

参加資格 区内中小企業の従業者 課目・日時 「図面の見方」九月七日・八日、十一日・十三日(五日間) 午後六時・九時。 「NC機械加工」九月十二日・十四日・十八日・十九日(五日間) 午後六時・九時。 場所 大田区産業会館 講師 都立羽田工業高校教授大塚正利氏(図面の見方)、同校教諭大元央夫氏(NC機械加工)

### 経営姿勢

オイルショックから五年たった現在、「リスク回避の守りの経営」%と高く、依然「入」の問題が悩まなかつても、資本金一、〇〇〇万円以下の企業は、この比率が二〇・七％にとどまっている。

「ワンマン型」を採る社長の座を譲る時期については「後継者が育つた時」が四六・二％と断然トップで、この後継者待ちの経営者意識は、規模が小さくなるほど強くあらわれ、創業者・親族からの継承者の同族企業において極めて顕著。

次に、「能力の限界」が二〇・五％となっているが、経営環境のつづかしさを反映しているものと言えらる。

さらに、「年齢」が三・三％と低いのが、とりわけ、企業をその要員としている。 この改正法による諸制度のうち「勤労者財産形成教育融資制度(進学融資制度)」について、その概要をお知らせします。

1、利率八・四〇％とする現行金利水準を前提とした場合。 2、償還期間五年以内。 3、償還方法「元利均等毎月償還」又は「元利均等毎月償還」ボーナス払いの併用。 4、債務保証「事業主又は役員に

参加資格 区内中小企業の従業者 課目・日時 「図面の見方」九月七日・八日、十一日・十三日(五日間) 午後六時・九時。 「NC機械加工」九月十二日・十四日・十八日・十九日(五日間) 午後六時・九時。 場所 大田区産業会館 講師 都立羽田工業高校教授大塚正利氏(図面の見方)、同校教諭大元央夫氏(NC機械加工)

参加資格 区内中小企業の従業者 課目・日時 「図面の見方」九月七日・八日、十一日・十三日(五日間) 午後六時・九時。 「NC機械加工」九月十二日・十四日・十八日・十九日(五日間) 午後六時・九時。 場所 大田区産業会館 講師 都立羽田工業高校教授大塚正利氏(図面の見方)、同校教諭大元央夫氏(NC機械加工)

### 中国製工作機械

#### 常設展示場開幕

同社は、昨年四月、同展覧会の打ち合わせのため北京を訪問し、客死した坂村本重蔵社長（大正工業株式会社社長の遺志を継承して、大田区品川区の有力な方々の協力のもと、常設展示会を実現させたものである。と

中国は温気が少く、大陸性気候のため、鋳物に少く、ヒズミも少なく、永年たつても性能が狂わないためであると説明し

「ワンマン型」を採る社長の座を譲る時期については「後継者が育つた時」が四六・二％と断然トップで、この後継者待ちの経営者意識は、規模が小さくなるほど強くあらわれ、創業者・親族からの継承者の同族企業において極めて顕著。

次に、「能力の限界」が二〇・五％となっているが、経営環境のつづかしさを反映しているものと言えらる。

さらに、「年齢」が三・三％と低いのが、とりわけ、企業をその要員としている。 この改正法による諸制度のうち「勤労者財産形成教育融資制度(進学融資制度)」について、その概要をお知らせします。

1、利率八・四〇％とする現行金利水準を前提とした場合。 2、償還期間五年以内。 3、償還方法「元利均等毎月償還」又は「元利均等毎月償還」ボーナス払いの併用。 4、債務保証「事業主又は役員に

参加資格 区内中小企業の従業者 課目・日時 「図面の見方」九月七日・八日、十一日・十三日(五日間) 午後六時・九時。 「NC機械加工」九月十二日・十四日・十八日・十九日(五日間) 午後六時・九時。 場所 大田区産業会館 講師 都立羽田工業高校教授大塚正利氏(図面の見方)、同校教諭大元央夫氏(NC機械加工)



# 財形持家融資申込受付

昭和五十三年度分の財形持家融資 (購入のみ)

昭和五十一年四月一日以降に取得又は取得予定の土地(地上権、賃借権を含む)。

1、住宅を建設・購入して勤労者に分譲しようとする事業主に対して融資する「財形分譲融資」

2、勤労者個人が住宅を建設・購入・改良するのに必要な資金を事業主を通じて融資する「財形転貸融資」

は、本年六月一日から雇用促進事業団において申込みの受け付けを開始している。

貸付要綱は次のとおり。

貸付利率 年六・〇五% (大企業年六・五%)

償還期間 1、木造等二五年以内

2、簡易耐火構造三〇年以内

3、耐火構造三五年以内

元利均等割賦償還(毎月払い、六ヵ月払い、毎月払いと六ヵ月払いとの併用、いずれも五十三年度に限り償還元金について一年間の据置金を認める)。

担保 不動産など(例えば、この融資を受けて取得した住宅等) 保証人 原則として一名。

その他 建築後十年以内の既存住宅の購入、現住宅の改良の場合も融資の対象になります。

また、この融資は、住宅金融公庫、年金福祉事業団等の融資と併せて利用できます。

1、雇用する勤労者の財形貯蓄の預入金の払込みの代行をしてい

ることを。

2、勤労者に持家を分譲するにあたり、負担軽減の措置を講ずることを。

貸付対象者 事業主

1、建築基準法など関係法令に適合するほか、屋根が耐久性のある不燃材料であること。

2、二戸当りの床面積は、共同住宅以外の住宅にあつては三〇㎡以上、共同住宅にあつては四〇㎡(共同部分を除く)以上、一

二〇㎡(六十歳以上の老人が同居する等、特別の場合は一五〇㎡)以下で、原則として二以上の居住室並びに炊事室、便所および浴室を有していること。

3、木造わがび不燃構造の住宅にあつては、一戸建又は連続建てであること。

4、原則として昭和五十二年四月一日以降に竣工又は竣工予定の

もの(購入のみ)

2、勤労者に持家取得資金を転貸するにあたり、負担軽減措置を講ずること。

1、自ら居住する住宅の建設(購入を含む)をする者

2、貸付申込日までに継続して三年以上にわたつて財形貯蓄を行っている、その貯蓄残高が五〇万円以上ある者

貸付利率 年六・〇五% (大企業年六・五%)

償還期間 1、木造等二五年以内

2、簡易耐火構造三〇年以内

3、耐火構造三五年以内

元利均等割賦償還(毎月払い、六ヵ月払い、毎月払いと六ヵ月払いとの併用、いずれも五十三年度に限り償還元金について一年間の据置金を認める)。

担保 不動産など(例えば、この融資を受けて取得した住宅等) 保証人 原則として一名。

その他 建築後十年以内の既存住宅の購入、現住宅の改良の場合も融資の対象になります。

また、この融資は、住宅金融公庫、年金福祉事業団等の融資と併せて利用できます。

1、雇用する勤労者の財形貯蓄の預入金の払込みの代行をしてい

ることを。

2、勤労者に持家を分譲するにあたり、負担軽減の措置を講ずることを。

貸付対象者 事業主

1、建築基準法など関係法令に適合するほか、屋根が耐久性のある不燃材料であること。

2、二戸当りの床面積は、共同住宅以外の住宅にあつては三〇㎡以上、共同住宅にあつては四〇㎡(共同部分を除く)以上、一

二〇㎡(六十歳以上の老人が同居する等、特別の場合は一五〇㎡)以下で、原則として二以上の居住室並びに炊事室、便所および浴室を有していること。

3、木造わがび不燃構造の住宅にあつては、一戸建又は連続建てであること。

4、原則として昭和五十二年四月一日以降に竣工又は竣工予定の

もの(購入のみ)

2、勤労者に持家取得資金を転貸するにあたり、負担軽減措置を講ずること。

1、自ら居住する住宅の建設(購入を含む)をする者

2、貸付申込日までに継続して三年以上にわたつて財形貯蓄を行っている、その貯蓄残高が五〇万円以上ある者

貸付利率 年六・〇五% (大企業年六・五%)

償還期間 1、木造等二五年以内

2、簡易耐火構造三〇年以内

3、耐火構造三五年以内

元利均等割賦償還(毎月払い、六ヵ月払い、毎月払いと六ヵ月払いとの併用、いずれも五十三年度に限り償還元金について一年間の据置金を認める)。

担保 不動産など(例えば、この融資を受けて取得した住宅等) 保証人 原則として一名。

その他 建築後十年以内の既存住宅の購入、現住宅の改良の場合も融資の対象になります。

また、この融資は、住宅金融公庫、年金福祉事業団等の融資と併せて利用できます。

1、雇用する勤労者の財形貯蓄の預入金の払込みの代行をしてい

ることを。

2、勤労者に持家を分譲するにあたり、負担軽減の措置を講ずることを。

貸付対象者 事業主

1、建築基準法など関係法令に適合するほか、屋根が耐久性のある不燃材料であること。

2、二戸当りの床面積は、共同住宅以外の住宅にあつては三〇㎡以上、共同住宅にあつては四〇㎡(共同部分を除く)以上、一

二〇㎡(六十歳以上の老人が同居する等、特別の場合は一五〇㎡)以下で、原則として二以上の居住室並びに炊事室、便所および浴室を有していること。

3、木造わがび不燃構造の住宅にあつては、一戸建又は連続建てであること。

4、原則として昭和五十二年四月一日以降に竣工又は竣工予定の

もの(購入のみ)

2、勤労者に持家取得資金を転貸するにあたり、負担軽減措置を講ずること。

1、自ら居住する住宅の建設(購入を含む)をする者

2、貸付申込日までに継続して三年以上にわたつて財形貯蓄を行っている、その貯蓄残高が五〇万円以上ある者

貸付利率 年六・〇五% (大企業年六・五%)

償還期間 1、木造等二五年以内

2、簡易耐火構造三〇年以内

3、耐火構造三五年以内

元利均等割賦償還(毎月払い、六ヵ月払い、毎月払いと六ヵ月払いとの併用、いずれも五十三年度に限り償還元金について一年間の据置金を認める)。

担保 不動産など(例えば、この融資を受けて取得した住宅等) 保証人 原則として一名。

その他 建築後十年以内の既存住宅の購入、現住宅の改良の場合も融資の対象になります。

また、この融資は、住宅金融公庫、年金福祉事業団等の融資と併せて利用できます。

1、雇用する勤労者の財形貯蓄の預入金の払込みの代行をしてい

ることを。

2、勤労者に持家を分譲するにあたり、負担軽減の措置を講ずることを。

貸付対象者 事業主

1、建築基準法など関係法令に適合するほか、屋根が耐久性のある不燃材料であること。

2、二戸当りの床面積は、共同住宅以外の住宅にあつては三〇㎡以上、共同住宅にあつては四〇㎡(共同部分を除く)以上、一

二〇㎡(六十歳以上の老人が同居する等、特別の場合は一五〇㎡)以下で、原則として二以上の居住室並びに炊事室、便所および浴室を有していること。

3、木造わがび不燃構造の住宅にあつては、一戸建又は連続建てであること。

4、原則として昭和五十二年四月一日以降に竣工又は竣工予定の

もの(購入のみ)

2、勤労者に持家取得資金を転貸するにあたり、負担軽減措置を講ずること。

1、自ら居住する住宅の建設(購入を含む)をする者

2、貸付申込日までに継続して三年以上にわたつて財形貯蓄を行っている、その貯蓄残高が五〇万円以上ある者

貸付利率 年六・〇五% (大企業年六・五%)

償還期間 1、木造等二五年以内

2、簡易耐火構造三〇年以内

3、耐火構造三五年以内

元利均等割賦償還(毎月払い、六ヵ月払い、毎月払いと六ヵ月払いとの併用、いずれも五十三年度に限り償還元金について一年間の据置金を認める)。

担保 不動産など(例えば、この融資を受けて取得した住宅等) 保証人 原則として一名。

その他 建築後十年以内の既存住宅の購入、現住宅の改良の場合も融資の対象になります。

また、この融資は、住宅金融公庫、年金福祉事業団等の融資と併せて利用できます。

1、雇用する勤労者の財形貯蓄の預入金の払込みの代行をしてい

ることを。

2、勤労者に持家を分譲するにあたり、負担軽減の措置を講ずることを。

貸付対象者 事業主

1、建築基準法など関係法令に適合するほか、屋根が耐久性のある不燃材料であること。

2、二戸当りの床面積は、共同住宅以外の住宅にあつては三〇㎡以上、共同住宅にあつては四〇㎡(共同部分を除く)以上、一

二〇㎡(六十歳以上の老人が同居する等、特別の場合は一五〇㎡)以下で、原則として二以上の居住室並びに炊事室、便所および浴室を有していること。

3、木造わがび不燃構造の住宅にあつては、一戸建又は連続建てであること。

4、原則として昭和五十二年四月一日以降に竣工又は竣工予定の

もの(購入のみ)

2、勤労者に持家取得資金を転貸するにあたり、負担軽減措置を講ずること。

1、自ら居住する住宅の建設(購入を含む)をする者

2、貸付申込日までに継続して三年以上にわたつて財形貯蓄を行っている、その貯蓄残高が五〇万円以上ある者

貸付利率 年六・〇五% (大企業年六・五%)

償還期間 1、木造等二五年以内

2、簡易耐火構造三〇年以内

3、耐火構造三五年以内

元利均等割賦償還(毎月払い、六ヵ月払い、毎月払いと六ヵ月払いとの併用、いずれも五十三年度に限り償還元金について一年間の据置金を認める)。

担保 不動産など(例えば、この融資を受けて取得した住宅等) 保証人 原則として一名。

その他 建築後十年以内の既存住宅の購入、現住宅の改良の場合も融資の対象になります。

また、この融資は、住宅金融公庫、年金福祉事業団等の融資と併せて利用できます。

1、雇用する勤労者の財形貯蓄の預入金の払込みの代行をしてい

ることを。

2、勤労者に持家を分譲するにあたり、負担軽減の措置を講ずることを。

貸付対象者 事業主

1、建築基準法など関係法令に適合するほか、屋根が耐久性のある不燃材料であること。

2、二戸当りの床面積は、共同住宅以外の住宅にあつては三〇㎡以上、共同住宅にあつては四〇㎡(共同部分を除く)以上、一

二〇㎡(六十歳以上の老人が同居する等、特別の場合は一五〇㎡)以下で、原則として二以上の居住室並びに炊事室、便所および浴室を有していること。

3、木造わがび不燃構造の住宅にあつては、一戸建又は連続建てであること。

4、原則として昭和五十二年四月一日以降に竣工又は竣工予定の

もの(購入のみ)

2、勤労者に持家取得資金を転貸するにあたり、負担軽減措置を講ずること。

1、自ら居住する住宅の建設(購入を含む)をする者

2、貸付申込日までに継続して三年以上にわたつて財形貯蓄を行っている、その貯蓄残高が五〇万円以上ある者

貸付利率 年六・〇五% (大企業年六・五%)



## 掲示板

労働者は、第八十四回会における「雇用安定に関する決議」の趣旨に沿い、離職者の早期再就職を円滑に進めるため、五月三十一日、雇用対策法第二十一条に基づき「離職に係る大量雇用変動の届出制度」を、次のように改正強化した。

労働者は、昭和五十三年五月二十五日、労働時間対策の推進にまつての労働事務次官通達を、都道府県知事および都道府県労働基準局長に対して行った。

同日は、昭和五十二年十一月二十九日の中央労働基準審議会「労働時間対策の進め方」について、新たな雇用機会の確保、国際社会での労働時間に対する批判、中高年齢者の健康の保持・増進等のため、労働者一人当りの労働時間の短縮、週休二日制の普及を推進しようとするものである。

そのため、当面 1、過長な所定外労働時間の削減 2、年次有給休暇の消化促進 3、週休二日制の推進 の三点に重点を置いて行政指導を進めるとしている。

## 解雇届出基準強化

労働者は、第八十四回会における「雇用安定に関する決議」の趣旨に沿い、離職者の早期再就職を円滑に進めるため、五月三十一日、雇用対策法第二十一条に基づき「離職に係る大量雇用変動の届出制度」を、次のように改正強化した。

労働者は、昭和五十三年五月二十五日、労働時間対策の推進にまつての労働事務次官通達を、都道府県知事および都道府県労働基準局長に対して行った。

同日は、昭和五十二年十一月二十九日の中央労働基準審議会「労働時間対策の進め方」について、新たな雇用機会の確保、国際社会での労働時間に対する批判、中高年齢者の健康の保持・増進等のため、労働者一人当りの労働時間の短縮、週休二日制の普及を推進しようとするものである。

そのため、当面 1、過長な所定外労働時間の削減 2、年次有給休暇の消化促進 3、週休二日制の推進 の三点に重点を置いて行政指導を進めるとしている。

## 金利引下げ

中小企業は、昭和五十三年五月三十日、「中小企業等経営改善資金制度」の貸出金利を、現行の六・八%から二・〇%引下げ、六・六%とするに決めた。六月一日の貸付より実施している。

なお、「中小企業等経営改善資金制度」は、商工会議所の経営指導員の手助けを受けて経営改善を図ろうとする小企業者(従業員五人

主は、その一ヵ月前までに、解雇以下)および小規模企業者(従業員六人以上二十人以下)に対し、国民金融庫から無担保、無保証に貸し付ける制度で、本年度は五・一〇%の貸付規模を確保している。詳細については東京商工会議所大田支部(電話七三四四一六二二)へ。

東京の中小企業 テレビ東京チャンネル毎週日曜午前九時三十分から放送の「東京の中小企業」の八・九月の番組予定のとおり。

## 労働時間対策

労働者は、昭和五十三年五月二十五日、労働時間対策の推進にまつての労働事務次官通達を、都道府県知事および都道府県労働基準局長に対して行った。

同日は、昭和五十二年十一月二十九日の中央労働基準審議会「労働時間対策の進め方」について、新たな雇用機会の確保、国際社会での労働時間に対する批判、中高年齢者の健康の保持・増進等のため、労働者一人当りの労働時間の短縮、週休二日制の普及を推進しようとするものである。

そのため、当面 1、過長な所定外労働時間の削減 2、年次有給休暇の消化促進 3、週休二日制の推進 の三点に重点を置いて行政指導を進めるとしている。

そのため、当面 1、過長な所定外労働時間の削減 2、年次有給休暇の消化促進 3、週休二日制の推進 の三点に重点を置いて行政指導を進めるとしている。

## 移転

株式会社中央工業社(大田区東蒲田二ノ七九、代表取締役社長長木戸美年氏)では、かねてより本社並びに工場を新築されておられましたが、さきほど落成し、左記へ移転されました。

新所在地 大田区羽田旭町三〇一 電話(七四五)三三三(代)

株式会社(品川区上天崎一ノ五二)代表取締役社長山中泰男氏では、さきほど本社を左記に移転されました。

新所在地 港区高輪三ノ二五〇二、高輪カネオビル(品川駅前) 電話(四四五)九三二(代)

## 組合員だより

代表者 株式会社羽田パイプ製造所 二ノ一〇一

二では代表取締役社長野口忠爾氏が会長に就任され、代表取締役社長に野口安氏が就任されました。

代表者 株式会社中央工業社(大田区東蒲田二ノ七九)では、代表取締役社長長木戸美年氏が会長に就任され、代表取締役社長に長木戸美年氏が就任されました。

代表者 株式会社(品川区上天崎一ノ五二)では、代表取締役社長山中泰男氏が会長に就任され、代表取締役社長に山中泰男氏が就任されました。

## 図書室だより

左記の図書が新しく入りましたのでお知らせします。

「若い人材を確保するために」 昭和五十四年三月新規卒業者採用申込手続等 東京都労働局編

「雇用の安定のために」 事業主の方への給付金についての案内。労働者編 雇用保険四事業等給付金制度便覧 東京都労働局編

「職務・職能給導入の実例」 中小企業賃金制度改革事例集 労働法令協会編

## 労働時間対策

労働者は、昭和五十三年五月二十五日、労働時間対策の推進にまつての労働事務次官通達を、都道府県知事および都道府県労働基準局長に対して行った。

同日は、昭和五十二年十一月二十九日の中央労働基準審議会「労働時間対策の進め方」について、新たな雇用機会の確保、国際社会での労働時間に対する批判、中高年齢者の健康の保持・増進等のため、労働者一人当りの労働時間の短縮、週休二日制の普及を推進しようとするものである。

そのため、当面 1、過長な所定外労働時間の削減 2、年次有給休暇の消化促進 3、週休二日制の推進 の三点に重点を置いて行政指導を進めるとしている。

そのため、当面 1、過長な所定外労働時間の削減 2、年次有給休暇の消化促進 3、週休二日制の推進 の三点に重点を置いて行政指導を進めるとしている。

## 解雇届出基準強化

労働者は、第八十四回会における「雇用安定に関する決議」の趣旨に沿い、離職者の早期再就職を円滑に進めるため、五月三十一日、雇用対策法第二十一条に基づき「離職に係る大量雇用変動の届出制度」を、次のように改正強化した。

労働者は、昭和五十三年五月二十五日、労働時間対策の推進にまつての労働事務次官通達を、都道府県知事および都道府県労働基準局長に対して行った。

同日は、昭和五十二年十一月二十九日の中央労働基準審議会「労働時間対策の進め方」について、新たな雇用機会の確保、国際社会での労働時間に対する批判、中高年齢者の健康の保持・増進等のため、労働者一人当りの労働時間の短縮、週休二日制の普及を推進しようとするものである。

そのため、当面 1、過長な所定外労働時間の削減 2、年次有給休暇の消化促進 3、週休二日制の推進 の三点に重点を置いて行政指導を進めるとしている。

## 金利引下げ

中小企業は、昭和五十三年五月三十日、「中小企業等経営改善資金制度」の貸出金利を、現行の六・八%から二・〇%引下げ、六・六%とするに決めた。六月一日の貸付より実施している。

なお、「中小企業等経営改善資金制度」は、商工会議所の経営指導員の手助けを受けて経営改善を図ろうとする小企業者(従業員五人

主は、その一ヵ月前までに、解雇以下)および小規模企業者(従業員六人以上二十人以下)に対し、国民金融庫から無担保、無保証に貸し付ける制度で、本年度は五・一〇%の貸付規模を確保している。詳細については東京商工会議所大田支部(電話七三四四一六二二)へ。

東京の中小企業 テレビ東京チャンネル毎週日曜午前九時三十分から放送の「東京の中小企業」の八・九月の番組予定のとおり。

## 労働時間対策

労働者は、昭和五十三年五月二十五日、労働時間対策の推進にまつての労働事務次官通達を、都道府県知事および都道府県労働基準局長に対して行った。

同日は、昭和五十二年十一月二十九日の中央労働基準審議会「労働時間対策の進め方」について、新たな雇用機会の確保、国際社会での労働時間に対する批判、中高年齢者の健康の保持・増進等のため、労働者一人当りの労働時間の短縮、週休二日制の普及を推進しようとするものである。

そのため、当面 1、過長な所定外労働時間の削減 2、年次有給休暇の消化促進 3、週休二日制の推進 の三点に重点を置いて行政指導を進めるとしている。

そのため、当面 1、過長な所定外労働時間の削減 2、年次有給休暇の消化促進 3、週休二日制の推進 の三点に重点を置いて行政指導を進めるとしている。

## 移転

株式会社中央工業社(大田区東蒲田二ノ七九、代表取締役社長長木戸美年氏)では、かねてより本社並びに工場を新築されておられましたが、さきほど落成し、左記へ移転されました。

新所在地 大田区羽田旭町三〇一 電話(七四五)三三三(代)

株式会社(品川区上天崎一ノ五二)代表取締役社長山中泰男氏では、さきほど本社を左記に移転されました。

新所在地 港区高輪三ノ二五〇二、高輪カネオビル(品川駅前) 電話(四四五)九三二(代)

## 組合員だより

代表者 株式会社羽田パイプ製造所 二ノ一〇一

二では代表取締役社長野口忠爾氏が会長に就任され、代表取締役社長に野口安氏が就任されました。

代表者 株式会社中央工業社(大田区東蒲田二ノ七九)では、代表取締役社長長木戸美年氏が会長に就任され、代表取締役社長に長木戸美年氏が就任されました。

代表者 株式会社(品川区上天崎一ノ五二)では、代表取締役社長山中泰男氏が会長に就任され、代表取締役社長に山中泰男氏が就任されました。

## 図書室だより

左記の図書が新しく入りましたのでお知らせします。

「若い人材を確保するために」 昭和五十四年三月新規卒業者採用申込手続等 東京都労働局編

「雇用の安定のために」 事業主の方への給付金についての案内。労働者編 雇用保険四事業等給付金制度便覧 東京都労働局編

「職務・職能給導入の実例」 中小企業賃金制度改革事例集 労働法令協会編











# 残暑御見舞申上げます

蒲田工業協同組合員有志

## 機械器具製造業

株式会社 旭川製作所

尼寺空圧工業株式会社

合資会社 大津鉄工所

大野化学機械株式会社

株式会社 弘機商會

坂口精密工業株式会社

三栄工機株式会社

株式会社 三機精工所

昭和精密工業株式会社

秀和工業株式会社

伸栄工業株式会社

太産工業株式会社

株式会社 竹中機械製作所

炭研精工株式会社

ティ・ヴィ・バルブ株式会社

東 亜 株 式 會 社

株式会社 藤 栄 製 作 所

株式会社 東京精密器具製作所

東和タイプライター株式会社

(五十音順)

株式会社 鳥海製作所

株式会社 中谷機械製作所

長坂精機株式会社

株式会社 日鍛製作所

日産電機株式会社

日本ギア無段変速機株式会社

藤田工業株式会社

株式会社 藤原製作所

合資会社 古川機械製作所

電気機械器具製造業

東電機産業株式会社

出雲電機株式会社

株式会社 小林電機製作所

株式会社 コロナ電業社

株式会社 東 電 舎

株式会社 中山電機工芸社

永森電機株式会社

株式会社 古谷電機計器製作所

## 輸送用機械器具製造業

荏原工業株式会社

株式会社 大谷造機所

西野機械工業株式会社

株式会社 日伸製作所

株式会社 ユタカ製作所

金属製品製造業

岩佐工機株式会社

合資会社 佐々木発条製作所

関屋窯炉工業株式会社

同和発条株式会社

株式会社 羽田発条製作所

株式会社 羽田パイプ製造所

鍛 造 業

株式会社 愛国鍛工所

有限会社 武藤鉄工所

プレス・鋳金業

株式会社 赤井製作所

株式会社 内田製作所

江崎工業株式会社

岡田鋳金株式会社

株式会社 清川製作所

協和鋳金株式会社

株式会社 清水鉄工所

株式会社 新海製作所

信光工業株式会社

株式会社 滝口製作所

株式会社 大同製作所

株式会社 東亜製作所

日本中空鋼株式会社

株式会社 蛭田電機製作所

製 罐 業

株式会社 新井久四郎鉄工所

岡本工業株式会社

鍍 金 業

エビナ電化工業株式会社

有限会社 寺田ケミカル工研

東洋防錆工業株式会社

鑄 物 製 造 業

有限会社 京浜鑄造所

有限会社 三陽ダイカスト工業所

杉谷金属工業株式会社

そ の 他

有限会社 青木製作所

株式会社 気球製作所

城南木工株式会社

株式会社 東京ハードフェイシング  
ナショナルベンディング株式会社

株式会社 日章機械

宮永化学工業株式会社